

## 許可・経営事項審査に関して注意をお願いしたいこと

建設政策課 建設業担当

電話番号 : (建設業許可担当 026-235-7293  
経営事項審査担当 026-235-7314)  
電子メール : [kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp](mailto:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp)  
ホームページ : <https://www.pref.nagano.lg.jp/infra/kensetsu/kyoka/index.html>

1

## 申請について

- 申請書類の様式は、最新のものを使用してください。  
 <近年様式の変更等があった書類>
 

(建設業許可)	建設業許可申請書 誓約書 健康保険等の加入状況(区分が変更) 常勤役員等(経營業務管理責任者等)証明書 注記表
(経営事項審査)	その他の審査項目(社会性等)
- 経営事項審査は、11～12月に申請が集中する傾向がある(6月決算の事業者が多く申請)ので、書類がそろっている場合には、前倒しの申請をお願いします。
- 建設業許可の業種追加等と更新を同一の申請で行う場合には、更新に係る業種の有効期間が原則3か月以上必要です。(期間がない場合、業種追加と更新は別の申請で行う必要があります。)
- 建設業許可の更新は、有効期限満了日の30日前までに申請することとされていますが、期限を超えた場合も申請は可能です。  
 ただし、有効期限満了日を超えた場合には直ちに失効し、更新はできません。  
 (なお、有効期限満了日時点で審査中の場合は、結果が確定するまでは従前の許可が継続します。)

2

## 申請書類について

### ○ 申請書類については、申請内容等とも照らし合わせ過不足がないようにしてください。

(建設業許可の手引きpart2：10～19P、経営事項審査の手引き：11～16P参照)

#### ・不要な書類の例

建設業許可全般：副 本 { 閲覧対象外書類：常勤役員・技術者証明書、調書、身分証明書等  
確認書類：健康保険証、健康保険等の支払い等に係る書類、納税証明書等 }  
経営管理者・専任技術者以外の方の健康保険証  
株主に係る登記事項証明書・身分証明書  
建設業許可更新：定款、登記簿、株主調書等（変更があった場合を除く）  
変更届（決算）：副本は納税証明書・委任状の写しの添付不要  
経営事項審査：副本（経営事項審査については、すべての書類について1部のみ提出）

### ○ 経営事項審査の確認書類については、以下の点に注意してください。

- ・「法人税法による確定申告書の写し」は、別表1～16の全てを提出してください。  
「総勘定元帳の写し」は、売上合計及び消費税の最終清算がわかる部分を提出してください。  
(仮受消費税等及び仮払消費税の各最終ページ)
- ・「工事経歴書記載工事に係る確認書類」は  
元請（公共）・元請（民間）・下請の区分ごとに、金額上位3件分を提出してください。  
少額の工事であっても、請求書等（できれば請負契約書）を提出してください。  
※「元帳の写し」等が提出されている場合があります。

3

## 申請書類の提出方法について

(許可の手引きpart2：10P、経営事項審査の手引き：16P参照)

### ○ 受付時に確認がしやすいよう、一連の書類毎にクリップ等でまとめ、下記の順番に入れて送付してください。

建設業許可の場合	：	① チェックシート
		② 正本
		③ 副本（閲覧対象外書類は不要）
		④ 確認書類
		⑤ 申請者控（封筒を添付）
経営事項審査の場合	：	① チェックシート
		② 申請書類（ホチキス留め）
		③ 確認書類
		④ 申請者控（封筒を添付）

### ○ 申請者控は、（受付印の押印を行う）申請書の1面のみ添付してください。また、特に支障がない限りそれぞれ1通のみとしてください。

建設業許可	：	建設業許可申請書（様式第1号）
		変更届等：変更届書（様式22号の2）
		廃業届：廃業届（様式22号の4）
		経営事項審査：経営規模等評価申請書（様式第25号の14）

### ○ 返送用封筒には、「申請者控在中」等送付を希望する書類を朱書で記載してください。

4

## 申請書類の提出方法について

(許可の手引き part2 : 10P、経営事項審査の手引き : 16P参照)

- (同一事業者について) 複数の事項について書類を提出する場合は、個々の事項についてクリップ・クリアファイルなどでまとめ、下記の順番で入れてください。
 

①	建設業許可申請書 (新規・業種追加、更新) 経営事項審査申請書
②	変更届
③	決算変更届
④	申請者控 (①～③分をまとめてクリップ留、封筒を添付)
- 複数事業者について書類を提出する場合には、クリアファイルに入れるなど各事業者の書類の纏まりがわかるようにして送付してください。
- 変更届には、チェックシートは不要です。また、通常の封筒により送付していただいても問題はありません。(金券である収入証紙が同封されないため)
- 申請書類への押印は不要です。(委任状のみ押印が必要)
- 建設業許可・経営事項審査の現況については、下記のHPより一定の情報を得ることが可能です。  
 建設業許可 : <https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do> (国土交通省 建設業者等企業情報検索システム)  
 経営事項審査 : <http://www7.ciic.or.jp/> (建設業情報管理センター)

5

## 適正な変更届の提出について

- 建設事業者は、以下の事象が発生した場合は、一定の期間内に変更届を提出する必要があります。(建設業法第11条)

・常勤役員等の変更 (欠いたときを含む)  
 ・専任技術者の変更 (欠いたときを含む)  
 ・欠格要件に該当

…事象発生から2週間以内

・商号等の変更、営業所の新設等 …事象発生から30日以内

・事業年度の終了、定款変更、健康保険の変更等 …事業年度終了4月以内

提出遅延・放置が重大な結果をもたらす可能性

- ・専任技術者を欠いたまま、技術の担保のない状態で工事を施工  
→許可の取り消し(廃業)、営業停止15日以上
- ・欠格要件に該当した状態で、建設業許可(更新等)を申請・許可  
→許可の取消し、5年間の新規許可取得の禁止(法人、全役員)
- ・専任技術者がいないことに気づかず、経営事項審査を受審  
→営業停止30日以上、入札参加資格の停止

事象が発生した場合は、  
早急な変更届の提出を!

6

誤りが多い個所について（建設業許可（更新））

7

誤りが多い個所について（建設業許可（更新））

- 申請者欄に  
〔・住所  
・商号、屋号  
・代表者名〕  
の全てが記載されていない。
- 日付の記載がない
- 複数の許可があり、一本化するはずなのに、「2」が記載されている。
- 法人の種類別（「カブシキガイシャ」など）が記載されている。
- 氏名にフリガナがない、誤っている。株主等の記載がない。  
○ 株主等に「常勤」「非常勤」の種類が記載されている
- 市町村名が記載されている。ハイフンではなく、「番地」「丁目」で記載
- 連絡先が記載されていない。あるいは行政書士の連絡先のみ記載されている。

役員等の一覧表

氏名	役職	種別
長野 太郎	代表取締役	常勤
鈴木 一郎	取締役	常勤
田中 三郎	取締役	非常勤
山田 五郎	取締役	非常勤
伊藤 三郎	監査	
佐藤 五郎	株主等	

8





## 誤りが多い個所について (建設業許可 (更新))

様式第十二号 (建設業関係) (関係人4)

許可申請者 (法人の役員等) の住所、生年月日等に関する調査

住所 安芸野市豊科4960-1

氏名 松本 一郎 生年月日 昭和33年2月9日生

職名 取締役(常勤)

氏名	職名	常勤	非常勤
なし			

上記のとおり相違ありません。

令和4年1月8日 氏名 松本 一郎

記載事項  
1 「法人の役員等」(法定代理人、監事、役員等)については、本票のものを作成すること。  
2 法人である場合においては、法人の役員、監事、取締役又は取締役の職務執行の5%以上を有する株主若しくは出資者の総数の5%以上を超過する人数に達している者(個人である場合は、以下「株主等」という。)について記載すること。  
3 株主等については、「役名等」の欄には「(株主等)」と記載することとし、「性別」の欄及び「職名等」の記載を要しない。  
4 職務及び所属先については、「性別」の欄及び「職名等」の記載を要しない。  
5 「性別」の欄は、性別が不明についても記載すること。  
6 様式第7号別添文の様式第7号の全欄に記載のある者については、本欄の作成を要しない。

○ 経営管理者に係る調書がある。  
○ 株主等に係る調書がない。  
○ 役員・株主等以外(監査役など)の調書がある。

○ 法人の場合、役員等の調書に常勤・非常勤の記載がない。役名が異なる。株主等の調書に常勤・非常勤の記載がある。

○ 賞罰欄に記載がない。(役員等の調書)

○ 株主等の調書に賞罰、氏名の記載がある。

○ 役員等の調書、登記されていないことの証明書・身分証明書の記載に異なる点がある。(氏名・生年月日・住所・本籍)・・・枝番の有無など

様式第十三号 (建設業関係) (関係人4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査

住所 松本市大字島立1020

氏名 松本 次郎 生年月日 昭和32年2月2日生

職業別名 松本支店

職名 松本支店長

氏名	職名	常勤	非常勤
なし			

上記のとおり相違ありません。

令和4年1月8日 氏名 松本 次郎

記載事項  
「性別」の欄は、性別が不明についても記載すること。

○ 「使用人一覧」の役名と異なる役職が記載されている

○ 役員が使用人を兼務している場合に、本調書がある。



誤りが多い個所について (経営事項審査)

15

誤りが多い個所について (経営事項審査)

○ 利益額等の記載が千円未満切り捨てとなっていない。

○ 許可番号が変わっていないのに、「前回申請時の許可番号」に記載がある。(記載されるのは、失効→新規許可の場合など)

16

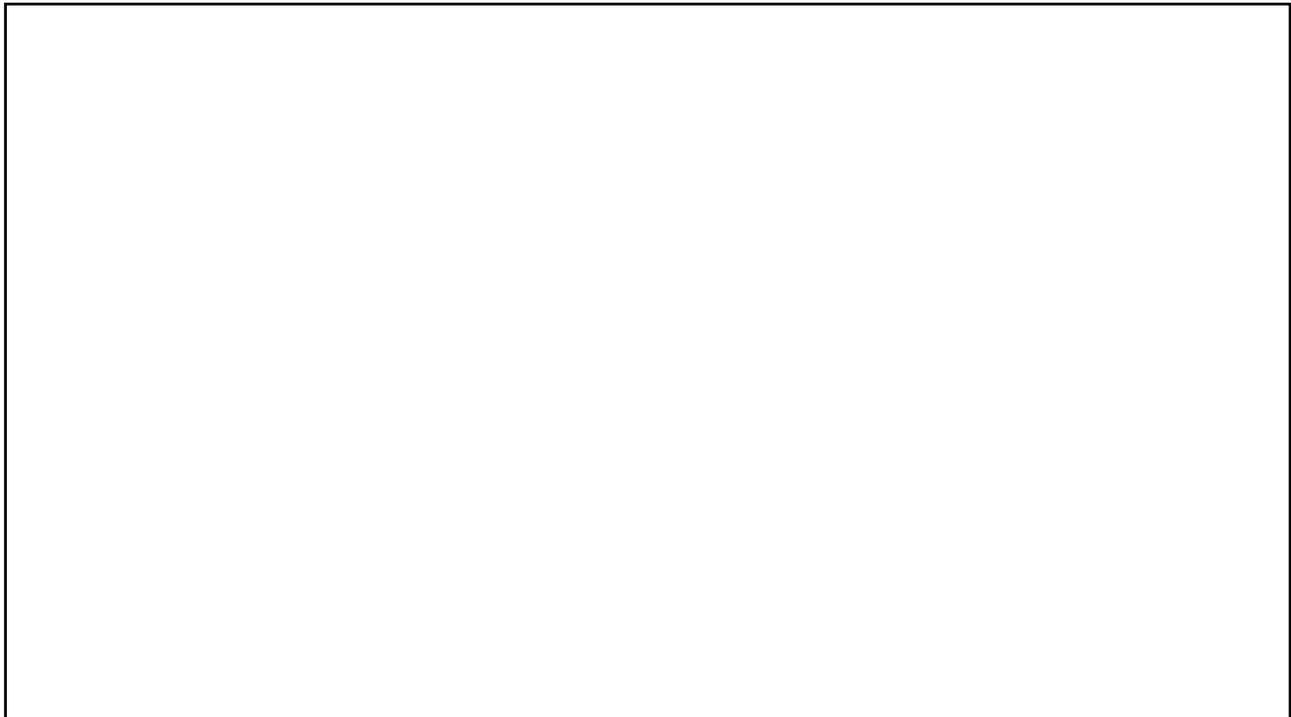
誤りが多い個所について (経営事項審査)

工事高に関する記載事項

その他の記載事項 (非公称等)

- 2年平均を用いているのに、計算表の記載がある。(計算表を用いるのは3年平均のみ)
- 事業費の包含を行っているのに、余白または付表に包含内容の記載がない。
- 工事高がない申請業種に関する記載がない。(「0」で必ず記載する)
- 技術職員数に関する記載がない。(非該当の場合でも、必ず人数を記載)
- 「その他」に関する記載がない。(対象工事高がない場合も、「0」で必ず記載する)

17



18

誤りが多い個所について (変更届 (決算))

19

誤りが多い個所について (変更届 (決算))

工事経歴書 (個人)										直前3年の各事業年度における工事施工金額 (個人)												
種別	種文	種別	工事名	工事内容	配賦経路	種文	種別	種文	種別	種文	種別	種文	種別	種文	種別	種文	種別	種文	種別	種文	種別	
OO市	元請	OO市	公共施設修繕工事	長野県OO市	長野 太郎	V	2,100	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請
山口町	元請	山口町	文化会館修繕工事	長野県山口町	長野 太郎	V	735	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請
Y	元請	Y	修繕工事	長野県OO市	長野 太郎	V	7,500	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請
N	元請	N	住宅改修工事	長野県OO市	松本 次郎	V	2,575	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請
A	元請	A	住宅改修工事	長野県山口町	松本 次郎	V	1,855	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請
(有)△△株式会社	元請	(有)△△株式会社	住宅改修工事	長野県●●市	長野 太郎	V	800	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請
M	元請	M	住宅改修工事	長野県OO市	長野 太郎	V	4,375	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請
(株)○○株式会社	下請	(株)○○株式会社	住宅改修工事	長野県××市	長野 太郎	V	4,500	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請
(有)△△株式会社	下請	(有)△△株式会社	住宅改修工事	長野県山口町	松本 次郎	V	4,300	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請
(株)△△株式会社	下請	(株)△△株式会社	住宅改修工事	長野県VV村	松本 次郎	V	3,150	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請
(株)△△株式会社	下請	(株)△△株式会社	住宅改修工事	長野県OO市	長野 太郎	V	2,600	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請	元請
小計							28,000	34,500	19,950	5%	19,950	5%	19,950	5%	19,950	5%	19,950	5%	19,950	5%	19,950	5%

○ (実績の有無にかかわらず) 全ての許可業種の工事経歴書が作成されていない

○ 元請(公共・民間)、下請に分類されていない。  
○ 請負代金が大きい順に並んでいない。

○ (実績の有無にかかわらず) 全ての許可業種の施工金額が記載されていない

○ (実績の有無にかかわらず) その他の数字の記載がない。

○ 個人の場合イニシャル処理がされていない。

○ 工事個所に県・市町村の記載がない。郡が記載されている。

○ 工事名が当該業種に合致するかわからないものとなっている

※ 一般的に、金額が少額な工事・下請工事が、「建設一式」「土木一式」工事に該当することは少ない。

20



